

第12章 決壊時の処置

第1節 決壊時の通報（法第25条）

堤防等が破堤し，又はこれに準ずべき事態が発生した場合には，当該水防管理者，水防団また消防機関の長は，直ちにその旨を決壊時の通報連絡系統（344～349 ページ）により氾濫が予想される関係の水防管理団体等に通報しなければならない。土木事務所においては，これを水防本部その他必要な機関に連絡するものとする。

第2節 決壊後の処置（法第26条）

水防管理者，水防団長又は消防機関の長は，堤防等の決壊後においても，出来る限り氾濫により被害が拡大しないように努力するものとする。